

○遠藤達弥（横国大／全日本地域研究交流協会），近藤正幸（横国大）

1. はじめに

地域科学技術の振興については、とくに、1995 年 11 月に施行された「科学技術基本法」において、「地方公共団体の科学技術振興への責務」や「国及び地方公共団体の施策の策定等に当たっての配慮」等が明記されたことをきっかけとして取り組みが活発に行われている。こうした地域科学技術の施策はそれ以前にも行われており、その時々合致したかたちのものが行われてきている。そこで、日本の地域における科学技術振興政策の変遷を文部科学省、経済産業省の政策を中心に、どのような国及び地域の社会経済ニーズの変化を取り入れてきたのか、以前の政策の成果や教訓をどのように活かして政策が統廃合され、また、新たな政策が創出されてきたのか、海外における地域科学技術振興政策の影響をどのように受けてきたのか、といった視点から取りまとめた。

2. 「科学技術基本法」施行以前の地域科学技術振興（～1994 年）

はじめて科学技術白書で地域科学技術が取り上げられたのは、昭和 60 年版（1985 年）においてであり、「地域における科学技術へのニーズの高揚」というタイトルで、欧米の事例も含めながら、産業や研究機関等の集積が地域の経済社会の発展を図っていくためには重要であり、科学技術及びその進め方に対するニーズが高まっているとしている。

一方で、その 2 年前の通商産業省により 1983 年には「高度技術工業集積地域開発促進法（テクノポリス法）」が制定された。この法律は首都

圏など一部の地域に極度に集中をしてしまった工業を特定の地域に分散、高度技術に立脚した工業開発を促進することにより産・学・住一体となったまちづくりを促進し、高度技術工業の集積をとおして地域経済の発展を図るものである。ここでは、地域として研究を行う大学が存在することが要件となっており、研究開発型の企業やその生産企業の支援を行うことから、現在盛んに議論されているクラスターの原点となるものといえる。また、その 5 年後の 88 年には「地域産業の高度化に寄与する

地域における科学技術振興政策の変遷（文部科学省、経済産業省の施策）

- 1983 高度技術工業集積地域開発促進法（テクノポリス法）（～98年）
- 1986 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（民法法）（～06年）
- 1988 地域研究交流促進事業（地域ハイテクネットワーク事業）（～95年）
- 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（頭脳立地法）（～98年）
- 1990 地域流動研究（生活・地域流動研究、地域先端研究、先導的研究等の推進）（03年採択終了）
- 1992 科学技術政策大綱（科学技術会議第18号答申）
- 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（拠点法）
- 1995 科学技術基本法
- 地域における科学技術活動の活性化に関する基本方針（科学技術会議第22号答申）
- 1996 第1期科学技術基本計画
- 地域研究開発促進拠点支援（RSP）事業（ネットワーク構築型）（99年採択終了）
- 新規産業創造技術開発支援（補助金）制度（現：地域新規産業創造技術開発費補助事業）
- 1997 地域結集型共同研究事業（05年より地域結集型研究開発プログラムへ移行）
- 地域コンソーシアム研究開発事業（現：地域新生コンソーシアム研究開発事業）
- 1998 新事業創出促進法（「地域プラットフォーム」）（～05年）
- 1999 地域研究開発促進拠点支援（RSP）事業（研究成果育成型）（02年採択終了）
- 2001 第2期科学技術基本計画
- 重点地域研究開発推進事業（研究成果活用プラザ）
- 2002 知的クラスター創成事業
- 都市エリア産学官連携促進事業
- 2005 重点地域研究開発推進事業（JSTサテライト、シーズ育成試験が追加）
- 2006 第3期科学技術基本計画
- 第2期産業クラスター計画
- 地域イノベーション創出総合支援事業への統合
- （重点地域研究開発推進プログラム（シーズ発掘試験、育成研究、研究成果活用プラザおよびJSTサテライト）、地域研究開発資源活用促進プログラム（新規）、地域結集型研究開発プログラム）

特定事業の集積の促進に関する法律（頭脳立地法）」が制定された。この法律では、自然科学研究所、ソフトウェア業、情報処理サービス業などの産業支援サービス業の立地、集積を目指したものであり、テクノポリス法が工

業技術といったハード的な産業集積の支援であったのに対して、ソフト的な産業集積への支援となっている。

86年には経済社会の基盤の充実を図るための施設整備を民間事業者の能力を活用して促進することを目的に、「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（民活法）」（2006年に廃止）が制定された。このうち、科学技術に関連する施設としては研究開発・企業化基盤施設（リサーチコア）があり、ここでは、共同研究やインキュベーション、交流、人材育成などの業務が行われ、テクノポリス法や頭脳立地法承認地域などを含めた支援が行われてきた。さらに、92年には「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（拠点法）」の制定がされた。この法律にもとづき、通商産業省（当時）は、指定を受けた地方拠点都市地域内において設定された業務拠点地区に事務所や研究所などの産業業務施設への立地を進める「オフィス・アルカディア構想」を実施した。

なお、テクノポリス法および頭脳立地法については98年に解消（廃止）され、新事業創出促進法へと発展的に移行、さらに産業クラスター計画へとつながっていくことになる。

文部科学省の取り組みとしては、88年度に、後に地域研究開発促進拠点支援事業へとつながっていく、「地域研究交流促進事業（地域ハイクネットワーク事業）」が科学技術庁（当時）により開始された。この制度は地域に研究情報ネットワークを構築し、これを中核として地域における研究開発活動を高度化するための施策であり、ここでは全国ブロック単位にわけ選定された特定地域にネットワーク管理者を常駐させて、地域の研究情報ネットワークを構築、地域内及び地域とつくば学園都市との研究交流、情報交流等の推進を図っていた。さらに、その一環として、新技術事業団（当時）の各種制度により新技術の企業化を促進してきた。

90年度には、科学技術振興調整費を利用した「地域流動研究」が開始された。この制度は、地域の研究機関に地域内外の優れた研究者を結集して地域の特性を生かした基礎的・先導的研究を行うもので、92年度からは、住民生活の質の向上に関する課題も加えることとして「生活・地域流動研究」、さらに、95年度からは「生活・社会基盤研究制度」として発展をさせ、そのうち、これまでの生活・地域流動研究と同じスキームで行う課題を「地域先導研究」とした（最終的には、「先導的研究等の推進」として、03年度に採択終了）。

3. 「科学技術基本法」施行後の地域科学技術振興（1995年～2000年）

科学技術基本法が施行された同年12月には、「地域における科学技術活動の活性化に関する基本方針」（科学技術会議第22号答申）が策定され、地域における科学技術振興の主たる担い手は地方公共団体であり、国はこうした活動を支援することが示された。このような中で「地域研究交流促進事業」を発展させて96年度より、「地域研究開発促進拠点支援事業（通称：RSP事業、新たに99年度より、研究成果育成型がスタートすることになるネットワーク構築型と呼称）」が新技術事業団（当時）の事業としてスタートした。この事業では、新技術事業団（当時）が委嘱した新技術エージェント（後に「科学技術コーディネータ」）を各地域（都道府県）に配置して、優れた研究開発人材の発掘、研究資源情報の蓄積、研究情報ネットワークの構築、産学官の人的交流ネットワークの構築といった活動を通して地域の拠点機関のコーディネート活動を行う事業であり、コーディネータに注目をするという人を中心とした地域主体の事業の始まりであった。なお、96年は、科学技術庁科学技術政策局研究基盤課内に、地域科学技術の振興を目的として、地域科学技術振興室が発足をした時期と重なる。

99年度には、RPS事業（ネットワーク構築型）の採択が最後の年となるとともに、当初の目的を果たしたとして、新たに、「地域研究開発促進拠点支援事業（研究成果育成型）」が開始された。この事業は、大学等の研究成果を育成し、新技術・新産業の創出を促進することを目的に、都道府県が地域のコーディネート活動の拠点整備するにあたり、科学技術振興機構が委嘱した科学技術コーディネータがその活動を支援するもので、05年度に事業を終了した。

並行して、97年度より「地域結集型共同研究事業」が科学技術振興機構の事業として開始された。この事業は、

地域（都道府県や政令指定都市）が目指す特定の研究開発目標に向けて、研究ポテンシャルを有する地域の大学、国公立試験研究機関、研究開発型企業等が結集して共同研究を行うことにより、新技術・新産業の創出や地域C O Eの形成を目指す事業であり、シリコンバレーやリサーチトライアングルなどをモデルとしたプロジェクト型の事業であるということに特徴を有している。なお、この事業は05年度から、「地域研究開発プログラム」として企業化に重点をおいた事業へとかたちを変えて進められている。

一方で、同年度に経済産業省の政策として、「地域コンソーシアム研究開発事業」（00年より「地域新生コンソーシアム研究開発事業」に名称変更）が新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）によって開始された。この事業は、地域において産業界、学会、国等が研究共同体を組み、国の試験研究機関、大学等が蓄積してきた独創的基盤研究成果（技術シーズ）を活用して研究開発を効率的に推進することを通して我が国経済の新規産業の創造に寄与する製品等を創出することを目的としており、01年度補正予算からは経済産業局へと実施主体が移り、産業クラスター計画における技術開発の主要な施策として実施されている。

また、98年度には、テクノポリス法および頭脳立地法にもとづく国の指針が経済のグローバル化の進展、産業空洞化の懸念の高まりといった経済社会情勢の変化を踏まえて全面改正されたのにもない、それらを発展的に移行するたちで、「新事業創出促進法」が施行された。この事業は、地域に存在する各種の産業支援機関を、中核的支援機関を中心にネットワーク化し、研究開発から事業化までの各段階において必要とされる、技術情報、資金、経営ノウハウなどのソフト面からの支援を総合的に提供する体制（地域プラットフォーム）を整備し、新産業の創出を促進することによって地域経済の活性化と自律的発展を図ることを目的としたものである。なお、06年度より国庫補助廃止に伴い、地方自治体の単独事業となっている。

さらに、99年度には、科学技術振興機構により、地域の独創的な研究成果を活用して、産学官の交流、産学官による研究成果の育成を推進し、大学、国公立試験研究機関等の研究者と地域の連携を図り、技術革新による新規事業創出を目指した「重点地域研究開発推進事業」が開始された。この事業は、全国各地に研究成果活用プラザを開設し、そこに科学技術コーディネータを配置し、産学官の交流推進や事業化のための育成研究の実施などを行っている。また、05年には独自の建物をもたないJSTサテライトが開設され、同様の活動が行われている。

4. 「第2期科学技術基本計画」策定後の地域科学技術振興（2001年～）

第2期科学技術基本計画において、「地域における『知的クラスター』の形成の促進」や「地域主導の産学官連携の更なる推進」などが盛り込まれたことをもとに02年度より文部科学省は「知的クラスター創成事業」を開始した。この事業は、シリコンバレーやグレーターワシントンなどの米国に形成された技術開発型のクラスターを参考としており、自治体の主体性を重視し、知的創造の拠点たる大学、公的研究機関等を核とし、関連研究機関、研究開発型企業等による国際的な競争力のある技術革新のための集積（知的クラスター）の創成を目指すとしている。また、採択方法として、01年度に全国30地域においてこの事業の実現可能性調査（FS調査）を実施し、その結果を踏まえ、各自治体から事業構想の提案を受け総合評価をした結果をもとに採択をするというコンペ方式であり、ドイツのクラスター施策であるビオレギオなどが参考にされていると考えられる。

さらに、同年に、文部科学省では「都市エリア産学官連携支援事業」を開始した。この事業は、地域先導研究にRSP事業のようなコーディネータを配置し、対象エリアも集中させたRSP事業（研究成果育成型）の後継的な事業であり、地域の個性発揮を重視して、大学等の「知恵」を活用して新技術シーズを生み出し、新規事業等の創出、研究開発型の地域産業の育成等を図るとともに、自律的かつ継続的な産学官連携基盤の構築を目指すものとされている。また、この事業には「連携基盤整備型」、「一般型」、「発展型」の3つの事業の類型があり、「連携基盤整備型」は非常にRSP事業に近いかたちを取っているのに対して、「一般型」、「発展型」についてはプロジェクト型の事業運営が行われているという特徴がある。

一方、経済産業省の施策としては、01年5月の産業構造改革・雇用対策本部に出された「新市場・雇用創出に向けた重点プラン（平沼プラン）」において、「地域再生産業集積（産業クラスター）計画」が取り上げられ、産学官の広域的な人的ネットワークを構築し、技術の事業化支援などのための支援策を効果的に投入することにより、地域経済を支え、世界に通用する新事業が次々と展開される産業集積（産業クラスター）を形成するとしている。また、関東通商産業局（当時）が94年から97年に実施した産業集積風土記調査がきっかけとなり、産業集積地域の一つとして、国内製造業の新たな可能性を探るためのモデルプロジェクト（広域多摩地域産業活性化事業）をモデルとして、経済産業省では、01年度より、「産業クラスター計画」を推進している。この計画においてもシリコンバレーなどのクラスターがモデルとなっており、各地方経済産業局が結節点となって、地方自治体と連携し、全国19プロジェクトで、中堅・中小企業、大学を含めた産学官の広域的な人的ネットワークを構築し、地域における新事業展開を促進している。具体的には、「地域における産学官のネットワーク形成」、「地域の特性を活かした技術開発等の推進」、「起業家育成施設の整備等インキュベーション機能の強化」、「商社等との連携による販路開拓支援」、「資金供給機関との連携」といった取り組みが行われており、加えて、それぞれの地域内における「産業クラスター計画」と「知的クラスター創成事業」の連携も行われている。なお、01年度から05年度まで5年間を「産業クラスター計画」の第Ⅰ期、06年度から10年度を第Ⅱ期と設定して、第Ⅰ期の成果と課題を踏まえて、06年度より既存のプロジェクトの再編統合や明確な数値目標を定めるなどして進めている。

05年より、科学技術振興機構では、「重点地域研究開発推進事業」のなかで、「シーズ育成試験」を開始した。この事業は、RSP事業（研究成果育成型）で行っていた育成試験を引き継ぐもので、全国に配置されている様々な種類のコーディネータ等が発掘した大学等の研究シーズを育成するとともに、の実用化に向けたコーディネータ活動を支援することを目的とした事業である。なお、06年からは「シーズ発掘試験」と名称を変えている。さらに、06年に、科学技術振興機構では行っている地域科学技術振興施策である「重点地域研究開発推進プログラム（シーズ発掘試験、育成研究、研究成果活用プラザおよびJSTサテライト）」、「地域研究開発資源活用促進プログラム」、「地域結集型研究開発プログラム」を1つにまとめあげ「地域イノベーション創出総合支援事業」とし、連続的にイノベーションが進んでいくかたちにした。なお、「地域研究開発資源活用促進プログラム」については、既存事業において実用化まで時間がかかり、事業終了後までに製品化等の出口がなかなか見えないことから、既存事業等により地域に蓄積された研究成果、人材、研究設備等の研究開発資源を有効に活用し、実機レベルのプロトタイプ開発等、産学官共同により企業化に向けた研究開発を行って地域企業への円滑かつ効果的な技術移転を図り、地域におけるイノベーション創出を目指すために新設をされたプログラムである。

5. おわりに

06年には、「第3期科学技術基本計画」がスタートし、その中では、「地域イノベーション・システムの構築と活力ある地域づくり」として、「地域クラスターの形成」や「地域における科学技術施策の円滑な展開」といったことを推進するとしている。これまでの地域科学技術振興の更なる発展が見込まれる。

参考文献：

- 〔1〕 科学技術白書
- 〔2〕 文部科学省、経済産業省、独立行政法人 科学技術振興機構、独立法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構等ホームページ
- 〔3〕 「知的クラスター創成事業」、「都市エリア産学官連携促進事業」、「産業クラスター計画」、「地域結集型共同開発プログラム／地域結集型共同研究事業」、「地域研究開発促進拠点支援事業」等各種パンフレット
- 〔4〕 地域科学技術振興および「産業クラスター計画」に関する各種報告書（文部科学省、経済産業省）